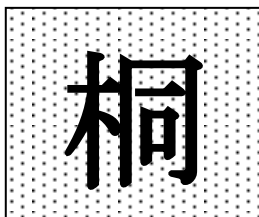


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1052 号
2012 年 6 月 22 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

◆6 月 12 日 第二回団体交渉の報告

◆6 月 19 日早朝団交で一時金、決着に向かう！

◆春闘要求書に対する書面による理事会回答

◆桐前号（1051 号）記事の内容訂正

◆2012 連合夏ハイク参加者募集「都電荒川線で行く博物館の小さな旅」

◆キャンパス署名集約状況報告

◆参加者募集！第 23 回全国私立大学教育研究集会

◆第二回団体交渉報告

6 月 12 日(火)18：30 から 2012 年度第二回団体交渉が行われました。第 1 回目の説明（組合の要求説明）団交に対し、今回は回答（理事会回答）団交でした。組合連合からは委員長以下 6 名が、学園側からは事務局長、学務局長、財務部長、総務部長、人事課長、一高事務長等が出席、2012 年度春闘要求書の項目に従って以下のように回答がありました。

回答の要旨

□学納金収入減を理由に難色を示す！

I 学生・生徒に対する財政的支援の拡充

回答⇒継続審議

1. **大学学費減免および奨学金制度の拡充に関して：**経済的に困窮する学生への財政的支援の必要性についての認識は共有している。主旨は理解できるが、必要な額の算出が難しい。継続審議とし、団交の中で大学側と意見をすり合わせながら回答したい。
2. **高校のクラブ加盟登録費、大会参加費の学園負担に関して：**予算編成の問題なので高校と別途協議したい。
3. **高校・家計急変者に対する奨学金について：**当然周知されていると思っていた。周知するべきであり、今後高校と相談して方法を検討し周知していく。

II 非専任教職員の給与の改善

回答⇒アップなし。現状のまま。組合側は回答を保留

1. **非常勤講師給の引き上げ**：学納金が昨年度より 9200 万円減っており、人件費率が高い中では難しい。
2. **嘱託・臨時職員及びアルバイト職員の時給アップ**要求に対しては **850 円のまま**としたい。
3. **特別契約職員の棒給月額を定年退職時の棒給の 70%を求める根拠を問う**。現在は 60%で対応しており、**今年も 60%**としたい。

Ⅲ-1 役職者手当制度の改革

- (1) 調整手当の算定基礎から役職者手当を除外 ⇒**回答なし**
- (2) 期末手当の算定基礎から「職務に関する加算額」の段階的な削減⇒マネジメント会議にかけ、**近々提示**
- (3) 勤勉手当の算定基礎から「職務に関する加算額」の段階的な削減⇒マネジメント会議にかけ、**近々提示**
- (4) 役職の整理・合理化を図ること⇒**回答なし**
- (5) 一時金の算定基礎から役職者手当を除外する。⇒組合の要求通り**除外する**
- (6) 「給与規則」別表 8 (役職手当表(教育職員関係))の 3 割削減⇒**割合は未定だが組合の要求にあるように、削減する**

Ⅳ 一時金

1. 専任教職員に対して 2009 年度通りの支給
⇒ **夏 0.5 冬 0.8 で算定、できれば 6 月中に支給したい**
(=0.3 ヶ月のカットに組合側は回答を保留)
2. 上記以外の職員に対して 1 万円の増額⇒**昨年と同様とする（現行通り）**

Ⅴ 教育・研究・労働条件の改善

○嘱託・臨時職員・アルバイト職員の定年を 65 歳に

⇒**要求通り、65 歳を超えて雇用されている人には経過処置をとりたい。（継続審議）**

Ⅷ 情報公開

○学園規則集の高校、幼稚園の教員への開示・閲覧

⇒大東ポータル等での開示は技術的に可能であり**早期実現に向けて進めたい**。6 月中に一高で協議する。

上記の回答内容に対して、休憩をはさんで組合側は、「役職手当の削減に対し組合側は学園側回答に一定の評価をした。一時金に関しては、改めて夏冬合わせて 1.4 ヶ月を要求した。それ以下の場合には代議員総会にはかる必要がある」と回答した。事務局長は「一時金(1.4 ヶ月)の件は即答できないので後日(2, 3 日後)再回答したい」と返答した。なお、アルバイト職員の時給 850 円（現行のまま）の回答に対し組合側は回答を保留した。

以上のようなやり取りの後、団体交渉は 8 時 30 分に閉会となった。

◆早朝団交で一時金、決着に向かう

第 2 回団交で回答を保留した項目、特に一時金の 6 月支給のために組合は緊急連合代議員総会を 18 日(月)に開催。総会の議決を受けて 19 日(火)午前 7 時 30 分から、学園執行部と早朝団交を行った。

この早朝団交では妥結には至らなかったものの、その後、学園執行部とのすり合わせなどを通して、一時金の 0.3 ヶ月分を学生支援と桐門年金基金に使うという内容で合意に至った。この合意に基づき夏の一時金は 6 月中に支給されることが決まった。支給は 6 月 27 日の予定。

◆春闘要求書に対する書面での理事会回答

2012 年度春闘要求書 V～Ⅷの項目に関しては 6 月 15 日、学園側より文書にて回答がありました。

以下、回答文書を掲載いたします。(学園回答にあたる部分は下線・枠部分。)

2012 年度 春闘要求書回答(V～Ⅷ)

V 教育・研究・労働条件の改善

共通部分

1 海外引率出張手当

海外への学生・生徒引率出張の日当を一律 5,000 円とすること。

2 国内出張手当 1

国内の一般出張の日当を、日帰り一律 1,800 円、宿泊一律 3500 円に、学生・生徒引率出張の日当を、日帰り一律 2500 円、宿泊一律 4,000 円とすること。

上記 1、2 日当については現行どおりとします。

3 育児休業制度の拡充

現行では 1 歳 6 ヶ月まで育児休業を取得できるものとなっているが、業務内容の関係(担当授業などを含む)で、3 歳まで延長ができるよう改正すること。

育児・介護休業法により 1 歳 6 ヶ月と現状どおりとします。

大学専任教員

1 学部および大学院の超コマ手当については、法科大学院と同額の 18,000 円とすること。

このことについては、精査のうえ、総合的に判断すべきと考えています。

2 入試負担業務への配慮：センター試験への対処

① センター試験監督手当として、担当した教員に 1 日につき 10,000 円を支給すること。

② 2007 年 3 月 12 日の大学評議会における学長の回答をふまえて、大学入試センターから学園に支

給された委託金の詳細について組合に開示すること。

① ついて、入試業務は学園全体で取り組むべき業務であり、特定の入試業務に携わる者だけに手当を支給することは応じかねます。

② ついては経常費補助金に占める人件費補助分等の内訳につき開示しないことと同様、委託金の詳細について開示しないことが、学園としての考えであります。また、学園としては委託金の積算根拠はあくまでも委託者側が金額を算出するために用いる根拠であり、受給する側はそれらによって計算された総額が妥当かどうか重要なことであるという認識で業務を受託しており、上記①との関連性は無いものと考えます。

3 大学教育職員の 65 歳定年制度について

2011 年度採用以降の大学教育職員の定年について、教務に関して種々の問題が生じることが予想される。また大学内に二重の基準を設けたことの問題を解決するために、対象となる大学教育職員の継続雇用制度を早急に整備すること。

今後学園として検討する必要があるかを含め、協議して参ります。

高校教員

A 専任教員

1 クラブ指導手当を 1 回あたり 500 円支給すること。

クラブ指導は課外活動の一環と考えます。

2 高校教育職員の個人研究費を、研修会等に参加するための費用(参加費および旅費などにも使用できるようにすること。

大学教育職員の一般研究費に準じて、規程等を整備し使用できることとします。

3 専任教員の採用にあたっては、高校において作成した人事計画に基づいた採用を公募にて実施すること。また、専任教員が退職した場合、その申し出の時期にかかわらず、次年度に後任として専任を採用すること。

これまでも基本的に公募にて実施していると認識しています。専任教員が退職した場合、個別に相談に応ずることとします。

4 高校校舎の開館、閉館時間について、職場の実態に即して再検討すること。

総合的に考え、現状で妥当と考えます。

5 高校の入試のための専任事務職員を採用すること。

現在、臨時職員を入試担当として配置しているので、その採用枠については維持します。

6 学校説明会で日曜・祝日に出勤、出張したとき、日帰り一律 1,800 円の手当を支給すること。

振替休日に対応し、できる限り当該休日に近接した日に取得できるものいたします。

7 高校教諭の持ち時間の算定方法として、学年主任、分掌部長および担任を持つ者について、その分を 2 コマとして算入すること。

校長・教頭以外、持ち時間の軽減は原則認められません。なお、東京都の経常費補助金申請において、専任教員の持ち時簡についても審査されますが、入試担当及び司書教諭の持ち時間の軽減以外は殆ど認められません。

- 8 高校教諭に休日出勤の代休を与える際は、当該年度内に取得できるようにすること。

振替休日については、できる限り当該休日に近接した日に取得できるものといたします。

B 非常勤講師

- 1 高校非常勤講師に校長が授業以外に学校行事等の指導のための出勤を要請した場合、一日 1,000 円を支給すること。
- 2 高校非常勤講師が教科の要請によって教科会議に出席する場合、1 回につき 1,000 円を支給すること。
- 3 クラブ指導をしている高校非常勤講師および外部コーチに、クラブ指導コーチ料補助として、月 1000 円(または同額のカード類も可)を支給すること。

1～ 3 担当常務と高等学校との間で協議します。

C 高校組織・制度の改善

- 1 高校の校長等管理職の選出法について高校組合の意見を聴取すること。

校長等管理職の選出方法について現行で問題ないと考えます。

- 2 高校食堂の業者選定について、契約内容、選定経過を明らかにすること。また、契約条件を、教育環境の整備など、高校の教育に配慮して決定すること。

担当常務、担当部署及び高校との間で協議します。

事務職員

- 1 残業の削減(36 協定の遵守)に関して
残業の部署別の実態を教職員組合連合に開示すること。また、サービス残業が生じないよう配慮したうえで、部署間の格差是正と残業削減のための具体的施策を講じること。

上司に対する個別ヒアリングの実施および勤怠状況を随時把握できるようなシステムの導入等を行っています。特に超過勤務時間の多い部署については、超過勤務時間削減のための業務見直し、効率化のための具体的方策を提出させ、その実現を図ります。

- 2 入試試験実施当日の休日出勤と休日の授業実施に関わる休日出勤を代休扱いとすること。

入学試験等休日出勤については前もって予定されているため、振替休日での対応にて妥当と考えます。

- 3 高齢者雇用安定法の趣旨に基づき、職種にかかわらず、定年年齢を 65 歳にすること。

高齢者雇用安定法の改正動向に留意しつつ、現行制度で修正が必要な箇所については、早期に是正措置を講ずることとします。

嘱託・臨時職員・アルバイト職員

- 1 週 6 日勤務の臨時職員に隔週の土曜休暇(有給)を与えること。

現状で妥当なものと考えています。

2 実質的に年間を通じて雇用されているアルバイト職員に対して以下のように待遇を改善すること。

- (1) 年間 5 日間の有給休日段を与えること。
- (2) 1 日の勤務時間を以前の 7 時間に戻すこと。
- (3) 祝日授業に伴い、やむを得ず勤務を求める場合は休日勤務手当を支給すること。

(1)(2)(3)現状で妥当なものと考えており、貴意に沿いかねます。

3 高齢者雇用安定法の趣旨に基づき、職種にかかわらず、定年年齢を 65 歳にすること。

早期に諸規則等を改正し、臨時・嘱託・アルバイト職員の雇用可能な年齢を 65 歳とします。なお最終雇用年齢に達する者の雇用通知書にはその旨を明記します。

4 嘱託・臨時職員・アルバイト職員に関する就業規則を早急に制定すること。

嘱託・臨時職員の就業規則については既に制定されています。アルバイト職員就業規則については、遅くとも年末を目途に成立の実現に努めます。

VI 学生・生徒の勉学条件の改善

大学

1 学生相談室の充実

学生相談室については、学生からの多様な相談・ニーズに常時的確な対応が出来るように、出校日と開室時間などに配慮すること。また状況に合わせて相談員の増員を行うこと。

現在、学生相談室運営委員会にて検討をしております。

現行において、学生相談室の対応は以下のとおりです。

(1)学生相談室のカウンセラー体制

板橋校舎：常勤（特別専任事務職員）1 名

非常勤カウンセラー 1 名（火・水・木・金曜日、各 1 名）

※5 月 28 日(月)より(月・火・水・木・金曜日、各 1 名)

東松山校舎：常勤(専任事務職員)1 名

非常勤カウンセラー1 名（月・火・水・木・金曜日、各 1 名）

両校舎ともに授業期間中は、非常勤カウンセラー(板橋校舎 2 名所属、東松山校舎 2 名所属)を配置し、月～金の 10:00～ 17:00 は 2 名体制(常勤 1 名+非常勤 1 名)となっています。

また、各学部学科から選出された教員兼担当相談員が、学業、留学、健康等の相談に対応しています。

(2) 学生相談室の開室時間（両校舎共通）

月曜日～金曜日＝9：00～17：00

土曜日＝9:00～12:00(出張、土曜日特別休暇以外)

相談予約状況等など場合によっては、上記の時間以降についても対応しています。

(2) その他

①利用者の充実を図るため、外部相談窓口業務を検討しています。内容は以下のとおりです。

「ハロー健康相談 24」(商品名)

1.電話による健康・医療相談サービス (4 時間、年中無休)

- ・医師・保健師・臨床心理士等による健康・医療・メンタルヘルス等の相談
- ・夜間・休日の医療機関案内、医療機関等情報の提供

「こころのサポートシステム」(商品名)

1、電話によるメンタルヘルスカウンセリング (9 : 00～22 : 00、年中無休)

- ・心理カウンセラー(臨床心理士等)が対応

2、面談によるカウンセリング(一人年間 5 回まで無料)

- ・心理カウンセラー(臨床心理士等)が対応

3.Web によるカウンセリング

②学生相談室において、特別支援を希望する学生が来室した場合は、本人の了解を得て、状況あわせ、学科主任や授業担当教員、関係部署と連携をとりつつサポート体制を取っています。

また、学生部窓口、保健室に相談のあった学生については、相談内容を聞いて担当部署を紹介しています。

2 特別支援を必要とする学生への支援

特別支援を必要とする学生について、教育的観点から必要最小限の情報を関係する部署で共有する体制を築くこと。また、特別支援についての具体的指針を策定し、キャンパス・バリアフリー化、ノート・テイク雇用、必要とされる研修の実施を含めて具体策を講じること。

(1)授業開始前に関係部署との打ち合わせを行い、支援体制を図っています。

(2)学生委員会の下にある障がい学生サポート小委員会に諮って、支援体制の強化を図っています。

(3)東松山キャンパス整備事業も含め、両校舎ともにバリアフリー化の整備を行っています。

(4)車椅子対応のスクールバスを導入して対応しています。

(5)平成 23 年度東松山管理課にて車椅子(2 台)対応のワゴン車 1 台を購入して対応しています。

(6)平成 22 年度より予算化し、PC テイクおよび手話通訳を外部委託して対応しています。

(7)平成 23 年度後期より、学生ボランティアによる支援体制を整えました。

1.教室移動

2.授業補助(本のページめくり、書道用墨の準備、書取補助、簡易なノートテイク)

3.トイレ介助

4.昼食介助(弁当準備)

5.通学介助(大学→高坂、高坂→大学)

3 留学生への支援

留学生の生活・勉学の支援を抜本的に強化すること。とくに、奨学金制度や相談体制、アルバイト斡旋、多言語サービス等を充実させること。

学内の関連部署と連携を図っています。

国際交流センターに専属専任教員(任期付特任教員ではない一般専任教員)を配置すること。

今後大学・学園で研究します。

高校

1 体育館の利用に関し、高校と大学の間で十分な協議が行われる仕組みを作ること。

高校と大学関連部局との間で今後も引き続き十分な協議を行います

Ⅷ 施設・設備の改善

共通部分

1 防災・減災性能が高く環境に配慮したキャンパスの構築：

危機管理体制構築の一環として防災・減災体制を整備すること

(1)学園のすべての施設・設備(教室、図書館、研究室、食堂など)について、防災・減災性能の現況と必要とされる対応策を公表すること。

教室については、一部を除いて殆どの教室が椅子・机が可動式(「大学 1」指摘事項)なため、地震により変則的に移動する可能性があります。図書館の書架については転倒防止性能があります。昨年、本の陳列には落下予防を施し減災対策を行っています。研究室はすべて書架転倒防止工事を実施しましたが、研究室によっては書籍が山積みになって落下する可能性があります。食堂については、テーブル・椅子等で避難経路を閉鎖しないよう指導を行っています。その他の場所についても、防災管理点検資格者及び消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を行っています。

(2)災害時に特に危険な箇所を示すハザードマップの作成および避難場所、避難経路、避難方法を含む避難マニュアルを早急に改訂した上でマニュアルに沿った恒常的な避難訓練を実施すること。

協議し、次回団体交渉までに回答します。

(3) 防災無線設備および緊急地震速報の自動受信装置の導入と同時にキャンパス内緊急放送が可能な設備の整備を行うこと。安全衛生委員会を活用し、防災対策を整備すること。

板橋キャンパス内の緊急放送設備は 2 ヶ所(中央棟 B1F 中央監視室・警備室) に設置しています。東松山キャンパス内の緊急放送設備は記念講堂 B1F 中央監視室に設置しています。緊急地震速報自動受信装置の導入は現在検討を進めています。防災対策については規程の見直しを含めて検討しています。

(4)公衆電話、衛星電話の設置を行うこと(板橋地区)

以前、板橋校舎内に公衆電話を設置していましたが、NTT より月間使用金額が少ないため、委託契約に基づき、公衆電話撤去の申し入れがあり、撤去を余儀なくされました。非常時に備えて、新たに設置希望を出しましたが、NTT より設置は難しい旨の回答がありました。なお、地域として、板橋キャンパス正門とローソンの間に公衆電話ボックスが設置されています。

(5) 教職員と学生に対し防災訓練を実施すること。防災班や救急班を編成し避難訓練を実施すること

(2)の回答に同じ

(6) 校舎内退避に備えた備蓄用品(水、食料、毛布、ヘルメットや手袋、救急用品など)の整備及び体制整備を行うこと。

現在の整備状況は以下のとおりとなっております。

水・・・・・・・・・・・・・・・・・・33,116 本 (学園全体)
食料(カロリーメイト)・・・16,070 個 (学園全体)
防寒・保温シート・・・・・・・・11,200 枚(学園全体)
ヘルメット・・・・・・・・・・300 個(学園全体)
ワンタッチトイレ・・・・・・・・10 (学園全体)
水不要トイレ(汚物処理袋) 3,000 枚(学園全体) 等
なお、今年度、非常用トイレについて検討、追加する予定です。水・食料についても追加予定です。

(7)教室移動時(授業時間の休み時間)のエレベーターの運行を改善すること。(授業時間中は運行制限しても影響は殆ど無いと思われるが、休み時間中の運行制限による影響が大きい。特に板橋地区 1 号館、2 号館は早急な改善を要請する。)

現在、板橋校舎設置の全てのエレベーターは運行制限を行っていません。

2 環境配慮型キャンパスの構築

省エネ・省資源・環境への負荷低減の計画を策定・公表すること。

省エネ法に基づき、経済産業省および文部科学省に「定期報告書」、「中長期計画書」を提出しています。学生、教職員に対しても節電の取組みについて Cool Biz (経済産業省例示: 冷房 28 度設定で 10% の節電が期待可能 H24.5.18 配信) 及び Warm Biz ポスターの掲示をすることで省エネを呼びかけています。また、Cool Biz ポスターに CO2 排出量を明示して情報を発信しています。なお、省エネ・省資源・環境への負荷低減をはかるため、学生、教職員の省エネに対する意識向上をめざし、協力を得ながら、今後も計画的に省エネ、省資源に努めた取り組みを行います。

3 スクールバスについて

(1)東松山校舎の学バスの運行について、ピーク時の増便を行うこと。

高坂～東松山キャンパス間は現在 12 台のスクールバスで運行しており、朝のピーク時にはピストン輸送を行うなどの対応により運行回数は 1 日当たりのダイヤは約 200 往復にのぼっています。これ以上の増便は、乗降場が飽和状態となり公道上で待機せざるを得ず、一般車両及び地域への影響が生じることとなります。

鴻巣～東松山キャンパス間は通常 4 台で運行しており、年度当初の混雑等に対応するため 1 台増便した 5 台の運行体制(5 月末まで)を講じるなどして混雑の解消に努めています。

(2)東松山・板橋両校舎で校舎発の最終便の時刻をサークル活動終了後の午後 9 時 10 分にすること。

施設使用時間は片付けを含めた時間であり、また、閉門を 21:00 としていることから、両校舎において 21:00 発を最終便としています。なお、施設利用時間は片付けまで含むことを受付窓口で学生に周知しています。

(3)大学休講時に、高校の部活動生徒に向けた便を設定すること。また、登校時等の混雑が予想される時刻には増便を行ない、会館 8 時 13 分発のバスを増便すること。

大学休講時においても、高校生利用バスダイヤに変更はなく、高校生の完全下校(19:00)に向けたバスダイヤにも特に問題はありません。また、登校時等の混雑が予想される時刻には 3～5 分間隔でダイヤを組んでいます。すでに、高校生用に会館発 8 時 13 分のバスダイヤが組まれています。

(4)浮間舟渡～板橋校舎および赤羽～板橋校舎間のバス便を設けること。

検討する予定はありません

(5)高坂駅前のバス乗り場(2 台同時に停車できる)の改修を推進すること。

駅前ロータリーは東松山市の所有であり本学独自の判断では改修できませんので、東松山市との協議を進めています。

4 090、080、050、0120 への発信を、事務室以外、大学の研究室や高校の電話機においても可能にすること。

個々の研究室では公用。私用の区別がつかないため、貴意に沿いかねます。

大学

1、 教員からの意見を集約し、机・椅子の位置を変えられる教室を増やすこと。

大学全体における教育環境整備については優先順位を考慮し今後も取り組んでいきます。

2、 東松山キャンパス再開発のスケジュールを明らかにして学内の意見を十分に聴取し、透明性の維持に努めること。

マスタースケジュールについては常務審議会・理事会に諮り、キャンパス整備事業推進委員会には学部長等、必要に応じて学生に出席してもらい学内の意見聴取、透明性の維持に努めています。また、全容について推進委員会より教職員に配布済みです(H24 3)。工期の変更についても HP で公開しています(H24.5.1)。

3、 両キャンパスにおいて、各教室から警備室、教務事務室または学部事務室への緊急連絡を可能にする電話を設置すること。

関係部署と協議の上、検討します。

4 教室の視聴覚機器に関し、CPRM およびブルーレイ (BD) に対応した装置を設置すること。

関係部署と協議の上、検討します。

高校

1、 不足している教室を補うための施設を建設すること。

2、 教員の視点で必要な予算執行を行うため、高校の予算立案及び管理、執行に関わる部署を高校内に設置すること。

予算については、学園経理規程に基づいて執行するものとします。

3、 学校行事や課外活動などにおける利用の便を考慮し、校舎近隣にグラウンドを確保すること。

4、 高校校舎の劣化に伴い、大規模修繕及び備品の更新を行うこと。

5、 高校教育の抜本的な改革をはかるために、廃校となった学校の施設を購入することを含めて現在地からの移転について真剣な検討を開始すること。

6、 繰り返し要求しているが作成されていない高校の防災計画を、2012 年 8 月までに作成するよう

に指示すること。

高校内で検討していただきたい。

※上記 1 及び 3～ 5 については、学園、高校の各所管部署にて検討します。

Ⅷ 情報公開

1、大学の学部、学科、大学院や学園の各附設校の改廃・新設に当たっては、全学園に対し、情報を公開して計画的に進めること。

理事会において慎重に検討すべき重要事項であり、必要と判断した場合には全学に対し情報を公開します。

2、学園の業務用住所録を希望する専任教員に貸与すること。

個人情報保護の観点から責任のある者が適切に管理すべきものであり、教員(学部長、学科主任等)及び事務職員管理職者等に限定して配布しているため、貴意に沿いかねます。

3、新任者名簿(住所付)を組合に提供すること。

次年度より、個人情報保護委員会の承認及び本人の承諾を得ることを条件に提供します。

4、学園の諸規則が制定ないし改正された場合、その印刷物を組合に提供すること。

諸規則の制定ないし改正については、大東文化学園報に掲載しており、具体的な改正内容は、教育職員にはポータルサイト、事務職員にはノーツで閲覧できるようになっているのでそちらを活用頂きたい。ただし規則制定については、タイムラグが生じるため、印刷物を提供します。

5、前学長辞任問題、外国語学部セクハラ問題などについて、学園としての見解を公開、公表すること。

両問題について、学園としては大学執行部が諸会議において説明した見解と同様であるので、今後改めて公表する予定はありません。

6、学園規則集を高校および幼稚園において閲覧できない状態にあることを、いかのうちのいずれかの方法で解消すること。

① DB ポータルで高校教員も閲覧できるようにする。

② 各部屋(職員室、進路指導室など)に一冊ずつ学園規則集を配置する。

③ 学園規則集をインターネットで全面公開する。

関連部署において出来るだけ早い時期に検討を始め、実現に努めます。

7、法科大学院、地域連携センターのオープンカレッジ、北京事務所などの財務状況について、明らかにすること。

法科大学院については、学長のもとに設置された諮問委員会の答申が出た後、財務諸表等も含め、学内に公表されると見込まれます。地域連携センターのオープンカレッジ、北京事務所については、どのような財務諸表の開示が適切か等の判断を含め、検討します。

以上

◆桐前号（1051 号）記事内容の訂正

桐 1051 号 5 ページの学長協議内容の中で、学長・学務局長の発言に不適切な箇所がありました。この発言に関して学長より組合に訂正依頼の文章が届けられましたので学長名による「訂正とお詫び」を掲載いたします。

【訂正とお詫び】

『桐』（6 月 8 日発行 1051 号）にて、「研究倫理委員会については、和田学長の時に作られた委員会なので・・・」と小職が発言しておりますが、正しくは「渡部前学長の時に設置された委員会」です。和田元学長にご迷惑をおかけしましたことと、組合執行部を混乱させたことにつきまして深謝致します。

ここにお詫びして訂正いたします。

大東文化大学学長 太田 政男

◆2012 連合夏ハイク参加者募集「都電荒川線で行く博物館の小さな旅」

恒例となっております連合夏ハイク、今年は『都電荒川線で行く博物館の小さな旅』のプランです。

昨年同様、現地集合現地解散となります。

お申し込みは組合事務室まで（TEL & FAX 03-3935-9505 内線 4951）。

お申し込み時に、氏名・年齢をお知らせください（保険加入に必要です）。

■ 日時：7 月 29 日（日）

コース： JR「池袋」駅東口「いけふくろう像」前集合 10：00AM

① 池袋サンシャイン・シティ内「古代オリエント博物館」⇒徒歩

（昼食）東池袋「南欧風居酒屋 バル・デ・リコ」（有楽町線「東池袋」駅隣接。ワインやサングリアを飲みながらパエリアやピザに舌鼓）⇒ 都電荒川線「東池袋 4 丁目」駅～同「鬼子母神前」駅

② 雑司ヶ谷鬼子母神 ⇒ 都電荒川線「鬼子母神前」駅～同「早稲田」駅

③ 早稲田大学・大隈庭園

④ 早稲田大学・曾津八一記念博物館 ⇒徒歩

東京メトロ東西線「早稲田」駅 解散

■ 参加費

組合員とご家族 おひとり 1,000 円（小学生以下無料）、非組合員おひとり 3,000 円

最終締め切り 7 月 18 日（水）

ふるってご参加下さい！



◆キャンパス署名集約状況報告

**私大助成金削減に歯止めを！
2012 私学助成国庫請願署名にご協力を！
「私大への公費助成増額を求める国会請願署名 2012」集約中
署名の集約にみなさまのお力をお貸しください。
1 筆でも大歓迎です。**

先日のキャンパス署名では板橋キャンパス、東松山キャンパス合わせて **223 筆** の御署名を集めることが出来ました。またその後お持頂いた御署名 **39 筆** を合わせ、現在合計で **262 筆** の御署名を頂いております。ご協力くださいました皆様に心より御礼申し上げます。学生の皆さんも多く足を止めて関心を示し、中には「去年も署名しました！」と近寄ってきてくださり、周知されてきている印象を受けました。

この署名の取り組みは、引き続き 9 月末まで行ってまいります（近年秋の国会提出に間に合う 10 月 20 頃まで延長）署名用紙が足りない場合は組合事務室までお知らせ下さい（内線番号：4951）。

学生の署名に関しては学園の住所を印刷した署名用紙もご用意しております。氏名を記入するだけで良いものですのでご利用いただければと思います。お声掛け下さい。

ご記入いただきました署名用紙は、執行委員または組合事務室（1 号館地下 1F）またはメール BOX（2 号館 2F 総務課）までお届けください。どうぞよろしくお願い致します。

（書記局）



◆参加者募集！第 23 回全国私立大学教育研究集会（略称：全国私大教研）
（8/4～6 長崎新聞文化ホール・アストピア）

全国私大研究集会の参加者を募集いたします。ご参加可能な方はぜひ、組合書記局までお知らせください。

参加費、旅費、宿泊費は組合から実費支給となります。

詳細につきましては、日本私大教連ホームページ

http://www.jfpu.org/shidaikyoken/22shidaikyoken/22shidaiken_information.htm でご覧ください。

お申し込みは組合事務室まで。締切は 7/25（水）午前 10 時です。

日時：2012 年 8 月 4 日（土）14 時開会～ 6 日（月）12 時 30 分閉会

会場：長崎新聞文化ホール・アストピア 長崎県長崎市茂里町 3-1 TEL 095-844-2412

内容：8/4（土）全体集会

＊基調報告

＊記念講演 「新自由主義政策の今日的特質と大学改革（仮題）」

講師 神戸女子学院大学教授・石川康宏さん

全体懇親会

8/5（日）～6（月）分科会セッション

参加費 6,000 円。航空券・ホテルは各自でご手配ください。

交通費＆宿泊費（共に実費）並びに参加費は組合負担となります。



本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。
併せてご利用いただければ幸いです。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。